

全 員 協 議 会 次 第

日 時 令和2年4月28日(火)
午前10時
場 所 第1・第2委員会室

【 協 議 事 項 】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況及び令和2年度4月補正予算の概要について
- (2) 国民健康保険被保険者に対する新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について
- (3) 不適切な表記をした書類の送付事例の発生について

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況及び令和2年度4月補正予算の概要について

令和2年4月28日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
盛岡市生活・経済対策本部

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響が、全国的に急速な広がりを見せており、本市においても、これまで学校休業に伴う対応やイベント等の自粛要請のほか、3月10日の国の緊急対応策第2弾を踏まえ、3月の追加補正予算により、市の支援策を取りまとめ、実施をしてきたところである。

4月7日に発令された国の緊急事態宣言に基づき、9日に「盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、さらに、16日には「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大され、本県も対象区域になったことにより、全国一体となって感染拡大防止に取り組むこととなったところである。

また、本市においても、経済状況は急激に悪化する兆候を見せており、早期に、市民生活の不安解消及び市内経済の安定を図るため、4月9日に「盛岡市生活・経済対策本部」を設置し、市が緊急に講ずべき経済対策等の総合的な調整を行ってきたところであり、今般、現時点での、市の各種支援策を取りまとめるとともに、必要な予算について追加補正を行うこととしたもの。

2 経過

別紙1「新型コロナウイルス感染症に係る市の対応状況」のとおり

3 相談件数等の状況

(1) 感染症関係

①盛岡市帰国者・接触者相談センターの相談件数（一般相談を含む。）

期間 令和2年2月8日(土)～4月26日(日)

件数 2,746件（うち相談センター扱い1,549件）

詳細は、別紙2「帰国者・接触者相談センターの相談件数の推移等」のとおり

②全国の発生状況（クルーズ船含む、4月26日現在）

全国 14,134例（うち死亡者385人、退院者3,464人）

東北 257例（青森県22人、宮城県85人、秋田県15人、山形県66人、福島県69人）

岩手県 0例

③PCR検査数（4月27日8時現在）

県内検査数：岩手県HPでは302件　うち盛岡市85件

(2) 生活相談・納税相談・事業者からの相談等（令和2年3月以降）

①生活相談（令和2年4月24日現在）

生活保護 （生活福祉課）	生活困窮者自立支援 （くらしの支援相談室）	消費生活相談 （消費生活センター）	合計
23件	68件	41件	132件

緊急小口資金等貸付 （実施主体：市社協） ※申請件数
238件

②納税相談（令和2年4月24日現在）

納税相談
58件

③事業者及び勤労者相談（令和2年4月24日現在）

経済相談窓口		
資金繰り	給付金・助成金等	計
550件	96件	646件

④水道料金等相談（令和2年4月24日現在）

水道料金等相談
17件

セー7711本ノ
42422 (59000 (245422)

4 市の感染症防止及び生活・経済の緊急対応策

（国）：国の緊急経済対策関連、（県）：県関連事業、（市）：市事業

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

①マスク・消毒液等の確保

（国・市）マスク、消毒液等の衛生用品の購入・配布支援

（学校、幼稚園、障がい者福祉サービス事業者等、妊婦）

156,458千円（一般財源47,031千円、国庫109,427千円）

（市）市庁舎の窓口におけるアクリル板の設置

1,070千円（一般財源）

②市立病院の医療提供体制の強化

（県・市）診察室等に設置する空気清浄機及び人工呼吸器の整備

9,600千円（県費4,800千円、企業債4,800千円）

（市）発熱者等の仮設の専用待機室兼診察室の整備

6,050千円（一般財源）

（市）診察室等の遠隔通信設備の整備

388千円（一般財源）

③学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

（国・市）放課後等デイサービスの利用者増に伴う事業所に対する給付費

④感染拡大防止策

- (市) 本市主催イベント等及び市の公の施設利用によるイベント等の開催の原則自粛
- (市) スポーツ・文化施設等の休館措置
- (市) 市保健所の体制強化
- (市) 市職員の感染防止対策の徹底(職員健康状態の把握, 職場の清掃・消毒, 勤務体制)

(2) 生活支援, 雇用の維持及び事業の継続

①生活支援

(国・市) (仮称) 特別定額給付金

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者に対して10万円を給付するもの[特別定額給付金事業]

・(仮称)特別定額給付金	28,977,017千円(国庫10/10)
内訳 給付費	28,732,600千円(国庫10/10)
給付事業等実施本部事務費	244,417千円(国庫10/10)

(国・市) (仮称) 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し, その対象児童1人当たり1万円を上乗せするもの[子育て世帯への臨時特別給付金支給事業]

・(仮称)子育て世帯への臨時特別給付金	349,790千円(国庫10/10)
内訳 給付費	336,640千円(国庫10/10)
給付事業等実施本部事務費	13,150千円(国庫10/10)

※上記給付金の給付事業を実施するにあたり, 「特別定額給付金給付事業等実施本部」を令和2年4月22日に設置した。

(市) 勤労者向け生活援助資金の実質無利子での融資制度(上限50万円)の創設

[勤労者対策事業] 50,459千円(一般財源459千円, 諸収入50,000千円)

②雇用の維持及び事業の継続

(県・市) 雇用調整助成金の事業主負担分への支援(国の支援に対する1/10相当額の上乗せ)

[雇用対策推進事業] 22,491千円(一般財源11,246千円, 県費11,245千円)

(市) セーフティネット保証及び危機関連保証の認定を受けて利用する県制度融資において, 国・県による支援の対象外となる事業者に対する保証料全額・利子3年間の補給(資金繰り対策)[金融対策事業] 191,000千円(一般財源)

(県・市) 地域企業家賃支援事業費補助金(仮称)の創設

収入が50%以上減少した中小事業者に対して, 家賃の2分の1相当額(上限10万円)を

最大3か月補助するもの〔商店街活性化支援事業〕

318,094千円(一般財源163,294千円, 県費154,800千円)

商店街活性化支援事業
地域活性化支援事業

(市) 盛岡商工会議所新型コロナウイルス対策事業費補助金

国, 県などの各種支援制度の活用や申請の相談等, 総合的な支援体制を構築するとともに, 中小事業者に対する緊急的な支援策の実施を支援するため, 盛岡商工会議所に対する補助を増額
〔商工団体育成事業〕

4,000千円(一般財源)

(市) 「盛岡の美味しいもんアンバサダー」のテイクアウト可能店舗等の情報発信

③税制措置(医療給付を含む)

(県・市) 国民健康保険における傷病手当金の制度創設

1,500千円(県費10/10)

④公の施設等の利用料

(市) 施設利用料の減免及び当該指定管理者に対する減収分の補填

5 学校の対応について

児童生徒等の健康を確保しつつ, 教育活動に与える影響を最小限にとどめ, 大型連休期間中における人の移動を最小限にする必要があることから, 令和2年4月29日(水)から5月6日(水)まで臨時休業とする。

学校を公認している子供の数
小学校 30人 中学校 9人 申請あり

6 今後検討を進める対応について

今後とも, 全庁挙げて感染症予防に全力で取り組むとともに, 国内外の感染状況の推移, 市民生活や経済活動への影響について十分に把握し, 国及び県から示される経済対策等についての確に情報収集を行い, 機動的に取り組むこととする。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ①学校休業に際する児童生徒への適切な対応
- ②帰国者・接触者相談センター相談窓口の体制充実・強化
- ③県が行う特措法に基づく各種要請等に伴う対応の徹底

30

9

(2) 生活支援, 雇用の維持及び事業の継続

- ①生活支援に係る総合窓口の設置
- ②中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減免等
- ③国民健康保険税及び介護保険料の減免
- ④所得税・市民税における寄付金控除要件の追加

(文化芸術・スポーツイベントにおける入場料等の払戻請求をしなかった場合に, 当該放棄金額を市民税における寄付金控除の対象とするもの)

(3) 収束及びV字回復期に向けた各分野への支援, 取組の検討

①各分野に対する支援・取組の推進

7 令和2年度4月補正予算の概要について

市の対応策に係る令和2年度分の必要経費として、4月補正予算案を4月臨時会に上程するもの。

一般会計 30,077,778 千円

(うち国庫補助額 29,436,234 千円, 県費 173,444 千円, 諸収入 50,000 千円, 一般財源 418,100 千円)

国民健康保険費特別会計 1,500 千円 (うち県費 1,500 千円)

病院事業会計 16,038 千円

(うち県費 4,800 千円, 企業債 4,800 千円, 一般財源 6,438 千円)

全体所要額 30,095,316 千円

※詳細は、別添「令和2年度4月補正予算の概要について」のとおり

	<p>○児童館・児童センター，放課後児童クラブの長期休業中と同様の開所（3/4～3/19，12日間）</p> <p>○第2回健康危機対策本部の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援に必要な事業の状況調査を行い，支援策を講じる方針を確認 ・市主催のイベントの自粛を3月31日までとした。
3月6日	<p>○市長メッセージの発出</p> <p>要点</p> <ol style="list-style-type: none"> ①盛岡市健康危機対策本部の設置 ②臨時休校の実施 ③市主催のイベント等の自粛 ④感染症対策の徹底 ⑤不要不急の外出の自粛 <p>○イベント等の中止，延期情報をHPに掲載（以降随時更新）</p> <p>○ラジオもりおかで感染予防を周知</p> <p>○教職員による放課後児童クラブ等への巡回支援を実施</p>
3月9日	<p>○市の施設等の利用制限情報をHPに掲載（以降随時更新）</p> <p>○放課後児童クラブ・児童センター等を戸別訪問し，不織布マスク（大人用・子供用），トイレットペーパー，消毒液を配布</p> <p>○3月中の開催が見込まれる子ども食堂に対し，消毒液を配布</p>
3月11日	<p>○イベント自粛及び自粛の呼びかけ並びに利用料金等の取扱いを通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：3月31日まで ・利用料金等の返還対象：開催日が2月26日～3月31日 <p>○全町内会・自治会長あてに，町内会・自治会行事の対応について，市主催のイベントを参考に，感染予防の対応に協力をお願いする旨のお知らせ文書を送付し，併せて，総会を書面で行う場合の様式を送付（市HPにも掲載）</p>
3月12日	<p>○職員本人又は親族に発熱等の症状により感染の疑いがみられる場合は特別休暇（有給）を認めることとした。</p>
3月19日	<p>○第3回健康危機対策本部の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示した緊急対応策を踏まえ，支援策及び追加補正予算の内容を決定
3月25日	<p>○第4回健康危機対策本部の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛，自粛の呼びかけの期間を4月30日までとした。 <p>○市立小・中・高における教育活動の再開等について通知</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する水道料</p>

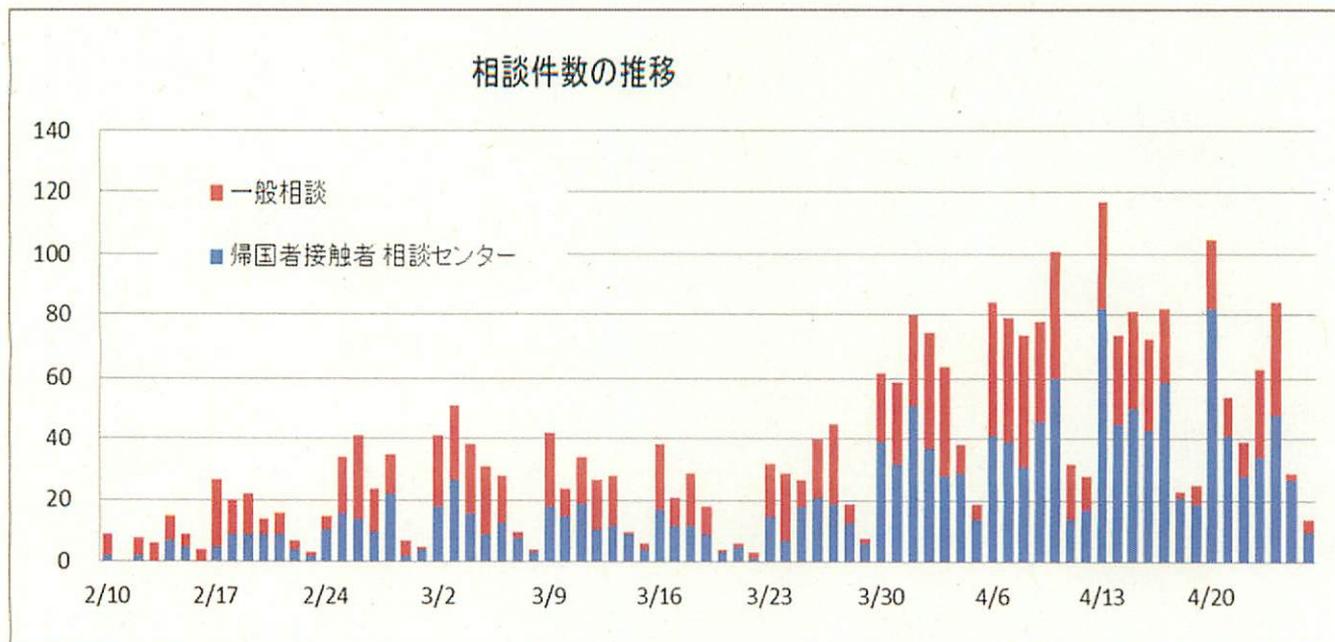
	金等の支払期限延長を実施。3月25日午前9時から受付開始
3月26日	<p>○盛岡市議会全員協議会及び盛岡市議会3月定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示した緊急対応策を踏まえ、支援策及び追加補正予算の内容を説明及び審議 <p>○令和元年度3月補正予算(第6号)の成立</p> <p>○イベント自粛及び自粛の呼びかけ並びに利用料金等の取扱いを通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：4月30日まで ・利用料金等の返還対象：開催日が2月26日～4月30日 <p>○感染予防対策回覧用チラシを各町内会あてに配布</p> <p>○市所管施設に感染予防対策ポスターを配布</p>
3月30日	○勤労者向けに相談窓口を設置し、労働相談、雇用・就業相談等を実施
3月31日	○東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県から帰盛する職員(同居する親族含む。)を自宅待機とした。
4月1日	<p>○第5回健康危機対策本部の開催</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海外や東京等の感染症が流行している地域から盛岡市に移動してこられた方の2週間の不要不急の外出の自粛 ②感染予防対策の徹底をお願いすることとした。 <p>○市長メッセージの発出</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海外や東京等の感染症が流行している地域から盛岡市に移動してこられた方の2週間の不要不急の外出の自粛 ②感染予防対策の徹底
4月2日	<p>○定例記者会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応について
4月3日	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口対応職員は原則マスクを着用することとしたほか、所属長は、毎日、職員の健康状態を把握することとした。
4月6日	<p>○新型コロナウイルスに係る本市におけるイベント等の取扱いについて(通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの条件が重なることへの詳しい説明と利用者の記録の取り扱いの追加 <p>○民生委員に対し新型コロナウイルス感染症まん延時の活動の留意点について国の通知を用いて周知</p>
4月7日	○政府の「緊急事態宣言」発令
4月8日	<p>○「盛岡市新型インフルエンザ等対策本部」設置</p> <p>○市長メッセージの発出(政府の「緊急事態宣言」発令を受け)</p>

	<p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発令された地域への不要不急の往来の自粛 ②発令された地域におられる方の盛岡への往来の自粛 ③感染症予防対策の徹底
4月9日	<p>○令和2年度第1回盛岡市新型インフルエンザ等対策本部会議と令和2年度第1回盛岡市生活・経済対策本部会議の合同会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等対策本部」を次回から「新型コロナウイルス感染症対策本部」に名称変更する。 ・生活・経済対策本部を立ち上げ、全庁的な経済対策に取り組む。 <p>○緊急事態措置が発令された地域（対象地域）への出張は原則禁止することとした。また、対象地域への往来は、厳に自粛することとした。</p> <p>○東京事務所職員の通勤時における、感染リスクを低減するため、4月9日から、勤務時間のうち9時から10時まで及び16時以降について特別休暇で対応することとした。</p> <p>○10日にかけて、空気清浄機、消毒液、ペーパータオルの配布会場を設け、児童センター、放課後児童クラブ、かつら荘、地域子育て支援拠点、ファミリーサポートセンターあて配布。また、利用者支援事業の窓口となる、子ども未来ステーションに空気清浄機を設置</p>
4月13日	<p>○市長メッセージの発出（国の基本的対象方針の変更を受け）</p> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛 ②感染症予防対策の徹底
4月14日	<p>○市の主な緊急経済対策をプレスリリース</p> <p>○岩手県へ新型コロナウイルス感染症に係る要望を提出</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に係る県と市町村との意見交換会が開催された。</p> <p>○全ての職員は、職務中、原則マスクを着用することとした。</p>
4月16日	<p>○「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大</p>
4月17日	<p>○市長メッセージの発出（「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大されたことを受け）</p> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県を越えた不要不急の外出の自粛など <p>○新型コロナウイルスに係る本市における5月のイベント等の取扱いについて（通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：5月31日まで

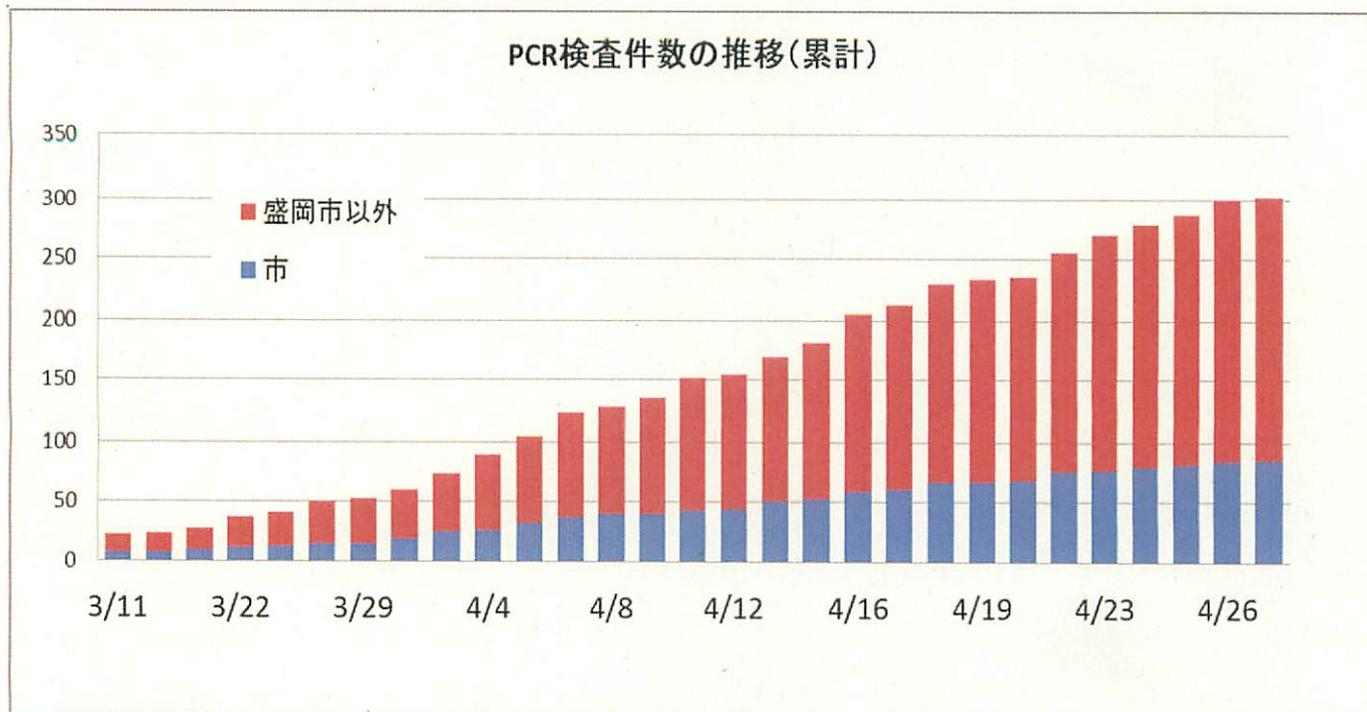
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金等の返還対象：開催日が2月26日～5月31日
4月20日	<p>○令和2年度第2回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第2回盛岡市生活・経済対策本部会議の合同会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針が変更となり，市の新型コロナウイルス感染症に対応する対処方針を作成する方針となった。 ・スポーツ施設，文化関係，観光関係の施設を5月6日まで休館とした。 ・市の博物館施設も4月25日から5月10日まで休館とした。 <p>○「生活支援臨時給付金給付事業等実施本部」の設置</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の相談業務等に対応している担当課（保健予防課）において，PCR検査や相談件数が増加し，現在の職員体制では，業務遂行が困難になっていることから，当面の間，他課の職員が業務応援を行うこととした。</p>
4月22日	<p>○令和2年度第3回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第3回盛岡市生活・経済対策本部会議の合同会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る生活・経済対策について協議した。 <p>○国の緊急経済対策の変更に伴い，「生活支援臨時給付金給付事業等実施本部」を「特別定額給付金給付事業等実施本部」に改正</p>
4月23日	<p>○市立幼・小・中・高に対し4月29日から5月6日までの一斉臨時休業について通知</p>

<p>4月24日</p>	<p>○市長メッセージの発出（岩手県内全域を対象とした外出の自粛要請を受け）</p> <p>要点</p> <p>①市の施設は、原則休館又は利用休止</p> <p>②観光施設、地域の公民館、小規模の集会所の利用の休止の依頼</p> <p>③特別定額給付金給付事業等実施本部の設置</p> <p>④感染症予防対策の徹底</p> <p>○県の基本的対処方針の変更を受け、緊急事態宣言発令期間中の市の公の施設の原則休館・利用休止</p> <p>○新型コロナウイルス感染症のまん延防止や業務継続体制の確保を目的として、住民サービスに重大な支障を来さないよう配慮しつつ、課等毎に一日に出勤する職員数を5割削減する取組を始めた。（4/24～5/6）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置に係る休業の協力要請について（通知）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公の施設等の休館等の対応について（通知）</p> <p>○小学校等の臨時休校により、児童又は生徒を持つ職員が児童等の世話をを行う場合、特別休暇（有給）を認めることとした。（4/29～5/6）</p> <p>○学校臨時休業に伴う児童センター・放課後児童クラブ等の運営時間延長依頼及び財政的援助について施設に通知。また、可能な範囲での利用自粛について保護者あての周知するよう併せて依頼</p> <p>○各保育施設の長あてに、市内の保育施設を利用する保護者に対して、4月27日から緊急事態宣言期間中、家庭での保育が可能な場合は登園を控えていただくよう協力依頼する旨の、お知らせ文書を送付。併せて、保護者あてのお知らせ文書を送付</p>
<p>4月27日</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策に対応している担当課（保健予防課、地域福祉課）において、業務が増加し、現在の職員体制では、業務遂行が困難になっていることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。</p> <p>○特別定額給付金給付事業等実施本部事務局に市民からの問い合わせが殺到していることから、当面の間、他課の職員が業務応援を行うこととした。</p>

盛岡市帰国者・接触者相談センターの相談件数の推移（令和2年4月26日現在）



PCR検査数の推移（令和2年4月27日現在）



令和2年度4月補正予算の概要について

令和2年4月28日
財 政 部

令和2年度各会計補正予算総括表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	補正予算額	計	
一 般 会 計	114,890,000	30,077,778	144,967,778	
特 別 会 計	公設浄化槽事業費	9,962	9,962	
	農業集落排水事業費	489,157	489,157	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	81,677	81,677	
	国民健康保険費	25,250,040	1,500	25,251,540
	介護保険費	25,856,710		25,856,710
	後期高齢者医療費	3,249,626		3,249,626
	中央卸売市場費	1,307,644		1,307,644
	新産業等用地整備事業費	1,521,567		1,521,567
	土地取得事業費	13,303		13,303
	東中野財産区	2,677		2,677
	東中野, 東安庭, 門財産区	694		694
	計	57,783,057	1,500	57,784,557
	総 計	172,673,057	30,079,278	202,752,335

企業会計

(単位 千円)

区 分	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	収入計	支出計	
水道事業	前回までの累計額	7,819,025	6,154,140	722,561	5,276,121	8,541,586	11,430,261
	今回補正予算額						
	計	7,819,025	6,154,140	722,561	5,276,121	8,541,586	11,430,261
下水道事業	前回までの累計額	8,469,721	8,060,201	2,253,667	5,455,033	10,723,388	13,515,234
	今回補正予算額						
	計	8,469,721	8,060,201	2,253,667	5,455,033	10,723,388	13,515,234
病院事業	前回までの累計額	4,590,500	4,461,600	724,668	724,668	5,315,168	5,186,268
	今回補正予算額		6,438	9,600	9,600	9,600	16,038
	計	4,590,500	4,468,038	734,268	734,268	5,324,768	5,202,306

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計
1	市 税	42,854,245		42,854,245
2	地 方 譲 与 税	991,137		991,137
3	利 子 割 交 付 金	27,676		27,676
4	配 当 割 交 付 金	95,850		95,850
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	63,038		63,038
6	法 人 事 業 税 交 付 金	360,727		360,727
7	地 方 消 費 税 交 付 金	7,388,953		7,388,953
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,946		23,946
9	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1		1
10	環 境 性 能 割 交 付 金	66,433		66,433
11	地 方 特 例 交 付 金	215,771		215,771
12	地 方 交 付 税	13,678,119		13,678,119
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	49,419		49,419
14	分 担 金 及 び 負 担 金	622,756		622,756
15	使 用 料 及 び 手 数 料	1,788,845		1,788,845
16	国 庫 支 出 金	21,779,894	29,436,234	51,216,128
17	県 支 出 金	8,075,618	173,444	8,249,062
18	財 産 収 入	414,272		414,272
19	寄 附 金	121,763		121,763
20	繰 入 金	2,912,679	418,100	3,330,779
21	繰 越 金	1		1
22	諸 収 入	1,620,081	50,000	1,670,081
23	市 債	11,738,776		11,738,776
歳 入 合 計		114,890,000	30,077,778	144,967,778

歳 出

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	658,521		658,521				
2	総 務 費	11,340,255	28,978,087	40,318,342	28,977,017			1,070
3	民 生 費	47,330,450	445,528	47,775,978	431,956			13,572
4	衛 生 費	8,637,554	2,032	8,639,586	1,016			1,016
5	労 働 費	211,104	72,950	284,054	11,245		50,000	11,705
6	農 林 費	2,635,999		2,635,999				
7	商 工 費	1,113,032	513,094	1,626,126	154,800			358,294
8	土 木 費	16,787,433		16,787,433				
9	消 防 費	4,618,656		4,618,656				
10	教 育 費	9,064,164	66,087	9,130,251	33,644			32,443
11	災 害 復 旧 費	1		1				
12	公 債 費	12,442,831		12,442,831				
13	予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計		114,890,000	30,077,778	144,967,778	29,609,678		50,000	418,100

令和 2 年 度 4 月 補 正 予 算 主 要 事 業

《一般会計》

(単位 千円)

款	(部) 課 等 名	事 業 名	事 業 費
2 総務費	特別定額給付金給付 事業等実施本部事務局	特別定額給付金事業	28,977,017
3 民生費	特別定額給付金給付 事業等実施本部事務局	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	349,790
	(保健福祉部) 障がい福祉課	総務事務(衛生用品の購入及び購入支援)	40,712
	(子ども未来部) 子育てあんしん課	私立児童福祉施設運営費助成事業	45,417
		保育所管理運営事業	2,210
4 衛生費	(子ども未来部) 母子健康課	母子保健事業	2,032
5 労働費	(商工労働部) 経済企画課	勤労者対策事業	50,459
		雇用対策推進事業	22,491
7 商工費	(商工労働部) 経済企画課	商店街活性化支援事業	318,094
		商工団体育成事業	4,000
	ものづくり推進課	金融対策事業	191,000
10 教育費	(教育委員会) 学校教育課	学校保健事業(小学校・中学校)	62,345

国民健康保険被保険者に対する新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

令和2年4月28日

市 民 部

1 趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を受け、給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者（以下「被用者」という。）に対して傷病手当金を支給するため、盛岡市国民健康保険条例の一部を改正し、規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 傷病手当金の支給要件

市条例に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項に基づき傷病手当金の支給に必要な要件を規定する。

ア 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

イ 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日

ウ 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2の額*に支給対象となる日数を乗じた額

※ 健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する額の2/3に相当する額を上限とする。

エ 適用期間

上記イ支給対象となる日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属し、療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合は最長1年6月）

(2) 財源

傷病手当金に係る費用については、令和2年度の国民健康保険の特別調整交付金により、支給額の全額が県を通じて国から支援されることとなっている。

3 施行期日

公布の日

4 その他

- (1) 2(1) のエ適用期間の規則で定める日は、施行規則を一部改正し、国から示されている令和2年9月30日と定める予定
- (2) 後期高齢者医療にかかる傷病手当金については、岩手県後期高齢者医療広域連合の条例改正後に、専決処分により盛岡市後期高齢者医療に関する条例第2条「市において行う事務」の中に当該支給事務を加える改正を予定
- (3) 事業費は歳入・歳出予算額 1,500千円を4月補正予算に計上

不適切な表記をした書類の送付事例の発生について

令和2年4月28日
財 政 部

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業者からの市税の徴収猶予に関する問い合わせを受け、徴収猶予申請書の送付を行っていましたが、一部の事業者からの求めに応じて作成し、同封した申請書記載例において、氏名欄に「滞納太郎」という不適切な表記をしたものを送付した事案が発生しました。

2 経過及び対応

4月24日(金)の17時頃、申請書類を受け取った事業者からの苦情により判明し、その後の調査で、3月25日からの相談受付開始以来、徴収猶予に係る相談件数は58件ありますが、そのうち、当該記載例を送付したのは6事業所と確認しています。

事業者に対しては、連絡がつき次第お詫び申し上げるとともに適切な記載例を改めてお渡しします。

3 原因

申請書記載例の作成にあたり、納税者の方が想起する「滞納」という言葉の持つ重い意味に配慮が至らずに記載例として用いてしまい、また、複数の職員で確認することなく送付したものです。

4 対策

今回の事案は、本来あってはならないものでありました。窓口での対応も含め、書類を受け取る方への配慮をしっかりと行い、記載例など発送する書類のチェック体制を強化するとともに、再発防止と適正な事務処理を行い、信頼回復に努めてまいります。